

藤 児 号 外
令和5年3月13日

関 係 各 位

藤枝市 児童課長

新型コロナウイルス感染症に係る保育料還付の取扱いについて

日頃より、新型コロナウイルスの感染防止対策はもとより、本市の児童福祉行政に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

また、各施設におかれましては、感染防止対策をはじめ、濃厚接触者の特定や保護者様の対応等、御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、先日県から3/13から各施設での濃厚接触者の特定を県内一律に実施しない旨の通知があり、国からは4/1以降の保育料還付を実施しないとの通知があったため、本市における保育料の還付に関する考え方を整理いたしました。

つきましては、3/13以降の保育料の還付を下記のように取り扱いますので、各施設におかれましては、保護者様へ周知していただくとともに、引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。

記

1 3/13から3/31までの保育料の還付対象について

- (1) 濃厚接触者の特定を実施しないため、陽性により欠席となった園児のみが還付の対象となります。
- (2) 県通知では「活動状況等に応じて各園での感染拡大が危惧される場合に、各園の判断において感染者との接触者を特定し、登園自粛等を求めることを妨げるものではない。」となっているため、その場合は陽性者及び登園自粛をお願いした園児の保育料は還付されます。
- (3) 家庭内に陽性者がいる場合は、同居家族は濃厚接触者と特定されるため還付の対象となります。

2 4/1以降の保育料の取扱いについて

上記の理由であっても保育料の還付はありません。

担当 子ども未来応援局 児童課 054-643-3325
